

第 14 号

令和4年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	2,608,340千円	△307,866千円	2,300,474千円
第1項 営業収益	2,581,320千円	△308,307千円	2,273,013千円
第2項 営業外収益	27,020千円	441千円	27,461千円
	支	出	
第1款 事業費	2,536,410千円	39,132千円	2,575,542千円
第1項 営業費用	2,396,813千円	39,132千円	2,435,945千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,596,354千円」を「1,563,131千円」に、「170,983千円」を「131,144千円」に、「925,371千円」を「931,987千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,656,554千円	△425,000千円	1,231,554千円
第2項 企業債	1,371,000千円	△405,000千円	966,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等	20,000千円	△20,000千円	0千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,252,908千円	△458,223千円	2,794,685千円
第1項 建設改良費	1,850,816千円	△458,223千円	1,392,593千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「1,371,000千円」を「966,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	515,615千円	30,680千円	546,295千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和5年度 ～令和7年度	千円 64,789
	年次別内訳	
	令和5年度	41,093
	令和6年度	10,018
	令和7年度	13,678
情報処理関連業務	令和5年度	1,170
事務機器等賃借	令和5年度	76

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫